

ご存じですか？民生委員・児童委員 ～地域の身近な相談相手～

健康福祉課生活支援係 **TEL** 25-1181

民生委員・児童委員協議会事務局（鳥羽市社会福祉協議会）**TEL** 25-1188

高齢者や障がいのあるかた、子育てや介護をしているかたなどが、周囲に相談できず孤立してしまうケースがあります。そこで、地域の身近な相談相手として、さまざまな活動をしている「民生委員・児童委員」について紹介します。

●民生委員・児童委員とは？

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で無報酬で活動するボランティアです。また、児童福祉法により、児童委員を兼ねているため「民生委員・児童委員」という呼び方をします。地域にお住まいの18歳以上のかたで、地域活動や福祉・ボランティア活動などの理解や熱意があるかたであれば、特別な資格は必要ありません。任期は3年で、今年12月に一斉改選が行われ、12月1日時点では鳥羽市内では42人（主任児童委員含む）が委嘱されています。

町内会などの地域を見守る仲間の一員で、地域から推薦されたさまざまな人が活躍しています。

●どんな活動をしているの？

自分の住む担当地域で、住民の困りごとや心配ごとについての相談相手となり、必要な場合には専門機関の支援につなぐパイプ役となり課題解決のお手伝いをするなどの活動をしています。活動の中で知り得た個人情報については、任期中だけでなく退任後も守秘義務が課されています。

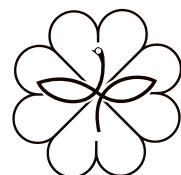
頼れる相談相手となるために研修会などで生活に役立つ知識を得て、市役所や社会福祉協議会など専門機関と協力しながら適切な支援につながるよう活動をしています。

民生委員・児童委員

【主任児童委員】

子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員がいます。

- ①相談相手になる
②見守る



民生委員・児童委員のマーク
幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

地域の人



- ・心配事があるけど
相談先がわからない



- ・高齢になり、
ひとり暮らしが
不安



- ・生活に困っている
・子どもや子育ての悩み
など

専門機関



- ・市役所（福祉などの担当課）
・社会福祉協議会など

支援や
関わり

●民生委員制度は、大正6年（1917年）岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり100年を超える歴史のある制度ですが、担い手確保が全国的な課題となっています。民生委員について、興味のあるかたは民生委員・児童委員協議会事務局（鳥羽市社会福祉協議会）へ問い合わせるか、三重県ホームページをご覧ください。



三重県
ホームページ